

一関藤保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園の概要を下記のとおり説明いたします。

1 施設運営主体

名称 社会福祉法人 ふじの園
設置者 理事長 中西 秀吉

2 施設の概要

設置の種類	保育所
施設の名 称	社会福祉法人ふじの園 一関藤保育園
施設の所在地	一関市旭町5番15号
連絡先	郵便番号 021-0864 電話番号 0191-23-3356 FAX 0191-23-3357
管理者	園長 斎藤 志華子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする生後5か月から小学校就学前児童
利用定員	90名
開設年月日	昭和35年5月1日

3 サービスの目的・運営方針

一関藤保育園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行なうことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めます。

4 登園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2850.90 m ²
	園庭	930.10 m ²
園舎	構造 鉄筋コンクリート造 延べ面積	860.03 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	たんぽぽ組(2歳児クラス)
ほふく室	1室	
保育室	4室	すみれ組(3・4・5歳児縦割りクラス)
		ばら組(3・4・5歳児縦割りクラス)
		コンベンションルーム(多目的室)
遊戯室(ホール)	1室	
給食室	1室	
その他	8室	事務室・職員室・医務室・調乳室・浴室 保管庫・教材庫・相談室

5 職員の配置状況

職種	員数	常勤
園長	1	○
副園長	1	○
主任保育士	1	○
保育士	11	○
栄養士	1	○
調理員	2	○
看護師	1	○
保育補助	2	○
事務員	1	○

当園では、「一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月18日一関市条例30号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体制＞

職 種	勤務時間帯
園 長	8:00～16:30
副園長	8:00～16:30
主任保育士	7:00～19:00
保育士	7:00～19:00
栄養士	8:00～16:30
調理員	8:00～16:30
看護師	9:20～16:20
保育補助	8:30～12:30
	13:00～18:00
事務員	9:00～15:00

※ 土曜日は4時間40分でローテーションにより勤務時間帯、勤務日が異なります。

※ 主任保育士、及び保育士の平日の勤務時間は7:00～19:00のうちの7時間30分でローテーションにより勤務時間帯が異なります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時半から16時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時半まで及び16時半から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) キリスト教的情操教育・モンテソーリ教育・保育及び延長保育の提供

キリスト教的情操教育を根底とし、あたたかい雰囲気の中で子供独自の人格の発展性を主眼としたモンテッソーリ教育法を取り入れ保育します。

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	延長保育間食
0～2歳児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	18時15分頃
3～5歳児		11時30分頃	15時30分頃	18時15分頃

※ 献立表は毎月別途でお知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当該市町村にお払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

◎延長保育に係る利用者負担

延長保育については、1日の利用時間により、利用料金がことなります。

なお、受け入れ体制を整える必要があることから、事前申し込みが必要となります。

申し込み用紙等は、保育園の事務所にありますのでお申出下さい。

利用時間区分	月額	日額
1時間まで	2,000円	400円
1時間半まで	3,000円	600円
2時間まで	4,000円	800円
2時間を超える	5,000円	1,000円

※当園は、延長料金の支払いを受けた場合は、領収書を交付いたします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき。
- (2) 保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1.1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	さとう小児科医院
医院長名	佐藤重雄
所在地	一関市桜木町5-22
電話番号	0191-23-4020

(2) 歯科

医療機関の名称	久保田歯科医院
医院長名	久保田文吾
所在地	一関市大槻街3-35
電話番号	0191-23-2294

1.2 緊急時の対応

- (1) 園児の保育中に震度5以上の地震が発生した場合は、緊急対策としてお迎えをお願いいたします。

お迎えに来る方の名簿を作成するに当たり引き渡し名簿に記入をお願いします。

記入用紙等は別紙でお知らせいたします。

- (2) お預かりしている園児に、怪我等の緊急事態が発生した場合は、保護者に連絡し、医療機関等への緊急搬送を行います。

1.3 要望・苦情等解決体制について

当園に対する要望・苦情は要望解決担当者が承ります。

要望解決責任者	園長	斎藤志華子
要望等受付担当者	副園長	渡邊久美子

※当園では、上記の他、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※担当者が不在の場合等、当園職員までお申出ください。

1.4 非常災害時の対策

非常災害時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・消火器 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・誘導灯 有 ・その他、カーテン・敷物の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回実施します。

15 利用者に対しての保険の種類

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
	岩手県安全互助会共済
	社会福祉施設総合損害補償

16 その他

禁 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
-----	-----------------

別 表

◎保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内 容	金 額	
入園時	個人用氏名ゴム印	150 円	
	園指定 スモック	3,000 円	
	園指定 通園バック		2,500 円
	園指定 上靴		2,500 円

当園における保育の提供を開始するに当たり、重要事項説明書を交付いたしました。

つきましては、本文書をご確認の上、添付いたしました重要事項同意書並びに、個人情報使用同意書に必要事項を記入し、園への提出をお願いいたします。